

3. 国内農業の体質強化による食料供給力の確保

(1) 意欲と能力のある担い手の育成

【意欲と能力のある担い手の育成 264, 361(241, 376) 百万円】

対策のポイント

水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）については、市町村特認制度の創設、申請手続の簡素化、交付金支払時期の前倒し等、制度の改善内容を周知しながら着実に推進します。また、企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援、経営の法人化の促進、集落営農の発展段階に応じたきめ細やかな支援等を実施します。

(効率的かつ安定的な農業経営とは)

他産業並みの労働時間で他産業並みの所得を得られる農業経営のことです。

(認定農業者とは)

農業経営基盤強化法に基づき、自らの農業経営を計画的に改善しようとする者が、「効率的かつ安定的な農業経営」となることを目指して農業経営改善計画を作成し、市町村からその計画の認定を受けた者のことです。

(集落営農とは)

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農組織のことです。

政策目標

担い手の育成・確保

<平成19年>		<農業構造の展望(平成27年)>	
認定農業者	約24万	→	効率的かつ安定的な家族農業経営 33万~37万
農業法人	約8千	→	効率的かつ安定的な法人経営 1万
集落営農	約1万3千	→	効率的かつ安定的な集落営農経営 2万~4万

<内容>

1. 水田・畑作経営所得安定対策の着実な推進

別紙1

水田作及び大規模畑作を中心に、土地利用型農業の担い手を生産条件不利補正対策（販売収入では賄えない生産コストの補てん）及び収入減少影響緩和対策（販売収入の減少に対する補てん）により支援します。また、本対策には、高齢者や小規模な農家であっても、面積・所得の特例や市町村特認を活用したり集落営農組織へ参加することにより、加入できることから、その内容を現場に周知しながら、着実に推進します。

水田・畑作経営所得安定対策（特会）	230, 482 (208, 670) 百万円
うち生産条件不利補正対策（21年産）	154, 906 (153, 153) 百万円
うち収入減少影響緩和対策（20年産）	75, 576 (55, 517) 百万円

2. 企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援

別紙2

企業的な農業経営を目指して、既存又は新設の農業法人が、地域のJA・農業者や食品メーカー等の企業などとの多様なネットワークを形成することにより、農業界における「新たな経営展開の形」を確立する取組を支援します。また、法人経営の中核を担う優れた人材の育成を行う取組を支援します。

【農業法人経営発展支援事業 230(0)百万円】

3. 担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継の支援

別紙3

担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継を支援する農業再生委員会について、全国段階に弁護士、公認会計士などの専門家で構成する支援チームを設置し、農業再生委員会の設置促進や機能強化を図ります。また、農地保有合理化法人が農業再生委員会と連携して行う、農地等の適正な買入価格の査定等の取組を推進し、経営困難に陥った農業者の農地等が円滑に担い手に承継されるようにします。

【全国農業再生委員会活動支援事業 45(0)百万円】

【農地保有合理化促進事業(特会) 1,995(2,149)百万円】

4. 担い手育成・確保支援対策の充実

別紙4

担い手育成総合支援協議会による経営診断・指導活動を各種の担い手向け支援策と一体的に実施し、適切な経営管理を通じた担い手の経営改善を推進します。また、担い手の法人化を促進するため法人化を契機として農業用機械等を導入する場合のリース料助成等を創設するほか、適正な財務諸表を作成し経営改善に取り組む担い手に融資する際の保証料を軽減する措置を新設します。

このほか、集落営農の発展段階に応じたきめ細やかな支援、融資主体で農業機械・施設等を導入する際の自己負担部分の軽減措置、スーパーL資金等の無利子化等を引き続き実施します。

【担い手育成・確保支援対策 31,610(30,557)百万円】

【強い農業づくり交付金のうち集落営農育成・確保緊急整備支援

29,150(24,914)百万円の内数】

[担当課：経営局経営政策課 (03-3502-6441(直))]

水田・畑作経営所得安定対策の着実な推進

【水田・畑作経営所得安定対策（特会）230,482（208,670）百万円】

対策のポイント

水田作及び大規模畑作を中心に、土地利用型農業の担い手を生産条件不利補正対策（販売収入では賄えない生産コストの補てん）及び収入減少影響緩和対策（販売収入の減少に対する補てん）により支援します。
また、本対策には、高齢者や小規模な農家であっても、面積・所得の特例や市町村特認を活用したり集落営農組織へ参加することにより、加入できることから、その内容を現場に周知しながら、着実に推進します。

（具体的には）

- 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、
 - ・ 基準となる3年間（16～18年）の生産実績に基づく毎年一定額の支払
 - ・ その年の生産量・品質に応じた支払
- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、
 - ・ 最近の平均収入に比べ当該年の収入が減少した場合の補てんの3つの支援により、地域の担い手の経営安定を図ります。

（対象となる担い手は）

- 個人や法人の個別経営は、認定農業者になって、4ha（北海道は10ha）以上の経営規模を確保する
- 集落営農組織の場合は、20ha以上の経営規模を確保することが原則ですが、以下に掲げるように各種の特例を設けて加入しやすくしています。さらに、20年度からは、既存の各種特例を活用しても本対策に加入できない者であっても、地域農業の担い手として周囲からも認められ、熱意を持って営農に取り組む者であれば、市町村特認により本対策に加入することができます。

【経営規模要件の特例】

		基本要件	集落の農地が少ない場合の特例 〔集落の農地の規模に応じて概ね8割（64%）まで緩和 ・中山間地域の集落営農組織は基本原則の5割まで緩和〕	生産調整組織の場合の特例 〔地域の生産調整の実施状況（生産調整率）に応じて緩和〕
認定農業者	北海道	10ha	6.4haまで	
	都府県	4ha	2.6haまで	
集落営農組織		20ha	12.8haまで	7haまで
うち中山間地域		20ha	10.0haまで	4haまで

所得確保の場合の特例	① 農業所得が市町村基本構想の目標農業所得額の1/2を超え、かつ ② 対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが概ね1/3（27%）以上であれば対策の対象となります。
------------	---

市町村特認 （特別な事情による特例）	上記の特例に該当しない者でも、地域農業の担い手として周囲から認められている認定農業者など、対策の対象としなければならない特別な事情がある場合には、市町村からの申請に基づき、国がその特別な事情を審査した上で対象となります。
-----------------------	--

<内容>

1. 販売収入では賄えない生産コストの補てん

(1) 過去の生産実績に基づく支払

毎年の作柄にかかわらず、平成16年～18年の間における麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産・出荷実績に応じ、それぞれの品目ごとに設定された面積単価に基づく一定額の支払として102,333百万円を措置しています。

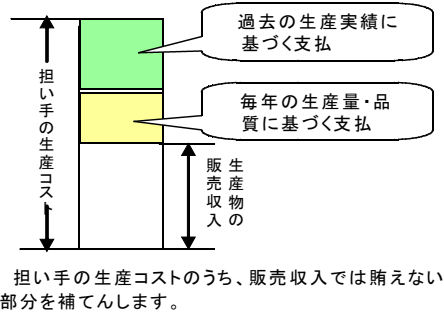
(2) 毎年の生産量・品質に基づく支払

当該年の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの品質別の生産量に応じ、それぞれの品目ごとに設定された数量単価に基づく支払として52,574百万円を措置しています。

【生産条件不利補正交付金（特会） 154,906（153,153）百万円】

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



【単価】

	過去の生産実績 に基づく交付金の単価 [面積単価（全国平均）]	毎年の生産量・品質 に基づく交付金の単価 [数量単価]
小麦	27,740円/10a	2,110円/60kg (Aランク・1等の場合)
大豆	20,230円/10a	2,736円/60kg (2等の場合)
てん菜	28,910円/10a	2,150円/トン (糖度17.1度の場合)
でん粉原料用 ばれいしょ	37,030円/10a	3,650円/トン (でん粉含有率17.4%の場合)

(注)面積単価は、単収の違いを反映して市町村別に設定されています。

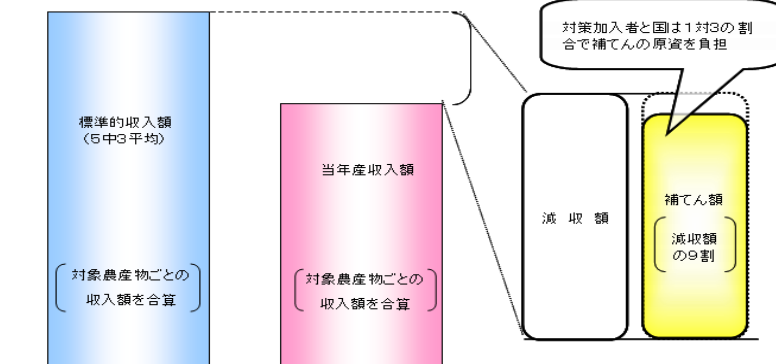
2. 販売収入の減少に対する補てん

生産調整を実施する担い手の当年産収入額（米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょごとの収入額を合算）が、標準的収入額（過去5年の中庸3か年の平均収入）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

対策加入者と国は1対3の割合で補てんの原資を負担し、国の負担分として75,576百万円を措置しています。

なお、対策加入者は、予め10%または20%の減収に対応しうる積立金額を選択・拠出することにより、収入減少に備えることができます。

【収入減少影響緩和交付金（特会） 75,576（55,517）百万円】



[担当課：経営局経営政策課(03-3502-5601(直))]

企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援

【農業法人経営発展支援事業 230(0)百万円】

対策のポイント
企業的な農業経営を目指して、既存又は新設の農業法人が、地域のJA・農業者や食品メーカー等の企業などとの多様なネットワークを形成することにより、農業界における「新たな経営展開の形」を確立する取組みに対し支援します。
また、法人経営の中核を担う優れた人材の育成を行う取組みに対し支援します。

(例)

- 農業法人が価格競争力のある作物を生産し、地域の農業者等が手間のかかる少量多品目の作物を生産するなど役割分担し、法人の持つ販路を活用して販売を行う。
担い手がいない地域などでは、JAが出資して農業法人を設立し、法人が生産した作物でJAが運営する直売施設等の商品の充実を図るとともに、地域の農業者をオペレーターとして雇い、適切な農作業管理を行う。
農業分野に新規参入した建設会社等が、例えば、農業法人と提携することにより、農業法人の持つ販路を活用して販売を行う。同時に、新規参入した建設会社等の生産技術を向上させるため、農業法人から生産技術に関する指導を受ける。
農業法人の幹部候補従業員の販売管理能力を向上させるため、販売管理部門に強みを持っている別の法人で実践的な研修を受けさせる。

<内容>

1. 農業法人を核としたネットワーク手法の実践に対する支援

企業的な農業経営を目指して、既存又は新設の農業法人が、地域のJA・農業者や食品メーカー等の企業などとの多様なネットワークを形成することにより、これらの者が法人の販路を活かした販売を起点とした経営の実践、消費者ニーズを捉えた作物導入や商品開発など農業界での「新たな経営展開の形」を目指す取組を支援します。
事業採択に当たっては、法人等の自由な発想を活かすため、あらかじめモデルを示すことはせず、コンペ方式で提案を行ってもらい、優良なビジネスプランについて、その実現に必要な調査、新規作物の導入、新商品の開発等の活動を助成する形をとります。

2. 農業法人経営の中核を担う人材育成への支援

農業法人経営の中核を担う幹部となって経営発展の原動力となる人材を大量に養成するため、法人経営を行っていく上で直面する課題や問題点の解決に結びつく研修プログラムを策定するとともに、課題解決に最適な研修ができる法人等を紹介する体制を作るなど、実践的な「人材育成システム」を整備します。
また、農業法人と取引するスーパー・食品メーカー・外食産業の担当者の実践研修や経営に失敗した農業経営者の再教育にも本システムが活用できるようにします。

農業法人経営発展支援事業 230(0)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

[担当課：経営局経営政策課 (03-6744-2143(直))]

担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継の支援

【 2, 039 (2, 149) 百万円】

対策のポイント

担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継を支援する農業再生委員会について、全国段階に弁護士、公認会計士などの専門家で構成する支援チームを設置し、農業再生委員会の設置促進や機能強化を図ります。

また、農地保有合理化法人が農業再生委員会と連携して行う、農地等の適正な買入価格の査定等の取組を推進し、経営困難に陥った農業者の農地等が円滑に担い手に承継されるようにします。

<内容>

1. 農業再生委員会の設置促進及び機能強化

農業分野の事業再生等に必要な知見を有する弁護士、公認会計士、金融機関OB等の専門家で構成する支援チームを全国段階に設置します。

この支援チームが、都道府県段階に設置される農業再生委員会からの法務・税務に関する相談等に対応し農業再生委員会全体の機能強化を図ります。また、この支援チームは、第三者性を活かして経営困難農業者から直接相談を受け、農業再生委員会への案件引継や農業再生委員会自身の立上げ支援を行うとともに、場合によっては直接処理を行い、担い手の経営再生や経営資源の円滑な承継を支援します。

全国農業再生委員会活動支援事業 45 (0) 百万円
 補助率：定額
 事業実施主体：全国担い手育成総合支援協議会

2. 経営困難に陥った農業者の経営資源の円滑な承継

経営困難に陥った農業者の経営資源を農地保有合理化法人が買い入れる際に、農業再生委員会と連携して適正価格の査定（デューデリジェンス）を実施し、担い手に円滑に売り渡す取組を支援します。

また、買い入れた農地等の生産性を低下させないように、農地保有合理化法人が一時管理する際の管理経費を支援します。

農地保有合理化促進事業（特会） 1, 995 (2, 149) 百万円
 補助率：定額、7/10以内、6/10以内、1/2以内
 事業実施主体：(社) 全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人

担当課：経営局経営政策課 (03-6744-2144 (直))
 金融調整課 (03-6744-2167 (直))

担い手育成・確保支援対策の充実

【担い手育成・確保支援対策 31,610(30,557)百万円】

対策のポイント

担い手（認定農業者・集落営農組織）が効率的かつ安定的な農業経営へ着実に発展するよう、これまでの担い手育成・確保支援対策を継続的に実施します。

特に、担い手の数そのものの増加を図る“量的な拡大”の取組に加え、経営診断の実施、法人化の推進など、経営の合理化を図る“質的な向上（＝レベルアップ）”のための取組を強化します。

<内容>

1. 経営診断・指導の推進

担い手育成総合支援協議会が、経営診断指導マニュアルに基づき、各種の新たな支援策を活用する担い手を対象に簡易経営診断を実施し、診断結果を担い手に提示して指導を行います。これにより、担い手の経営管理能力の向上と、青色申告・複式簿記記帳の実施の促進を図ります。

また、適正な財務諸表を作成し経営改善に取り組む担い手に対し、融資の際の保証料を軽減します。

担い手アクションサポート事業 3,175(2,250)百万円の内数
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：都道府県・地域担い手育成総合支援協議会

2. 法人化への取組の推進

(1) 農業用機械等の導入支援

- ① 認定農業者が、法人化や新たな分野への進出等を契機に、リースを活用して農業用機械等を導入する場合、リース料の3/10を上限に助成します。

担い手経営展開支援リース事業 1,072(697)百万円
補助率：定額（リース料の3/10以内）
事業実施主体：民間団体

- ② 集落営農組織が、法人化を契機に農業用機械等を導入する場合、購入経費の1/2を上限に助成します。

強い農業づくり交付金のうち集落営農育成・確保緊急整備支援
29,150(24,914)百万円の内数
交付率：定額（1/2以内等）
事業実施主体：農業協同組合、第三セクター等

(2) 法人化の発展段階に応じた支援

法人化の必要性や法人化によるメリットの普及啓発を行います。また、経営計画の策定費用、法人設立時の手数料や専門家への経営相談費用など、法人設立準備段階から経営が安定する段階までの間の各種活動の実施に要する経費について、一定額の範囲内で助成します。

担い手アクションサポート事業 3, 175 (2, 250) 百万円の内数
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：都道府県・地域担い手育成総合支援協議会

3. 集落営農の組織化・経営安定

集落営農組織の立ち上げ・経営改善に必要な農家の意向把握や専門家によるコンサルティング活動、経営の多角化・複合化を図るための新規作物導入へのチャレンジ等、集落営農の発展段階に応じた取組を支援します。

担い手アクションサポート事業 3, 175 (2, 250) 百万円の内数
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：都道府県・地域担い手育成総合支援協議会

4. 水田・畑作経営所得安定対策加入者の更なる経営発展の促進

経営規模の拡大等に応じて麦・大豆などの作付けを拡大した場合の支援、先進的な小麦産地やてん菜産地における品質向上等への支援、地域における大規模土地利用型農業のモデル経営体への支援を行います。これにより、水田・畑作経営所得安定対策加入者の更なる経営発展を促進します。

担い手経営革新促進事業 17, 100 (17, 100) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会

5. 融資を主体とした投資を行う担い手への支援

認定農業者等の担い手による融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分について補助金を交付します。

また、融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しにより、金融機関への債務保証（担い手の信用保証）を拡大します。

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業 9, 283 (6, 480) 百万円
補助率：融資残額（3/10上限）、定額
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会

[担当課：経営局総務課 (03-3502-6432 (直))]

(2) 食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進

【農地の確保・有効利用の促進 21,348(10,567)百万円ほか】

対策のポイント

食料の生産基盤である農地の確保・有効利用を促進するため、「経済財政改革の基本方針2008」に基づき、農地政策改革を順次具体化すべく、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を推進するとともに、農地情報のデータベース化を推進します。

(農地の確保・有効利用の促進)

世界の食料事情が大きく変化する中で、国民に対して安定的に食料を供給するためには、国内の食料供給力の強化が必要です。そのためには、最も基礎的な食料の生産基盤である農地を確保し、面的集積等により最大限に有効利用していくことが重要です。

政策目標

担い手が経営する農地のうち面的集積される割合
平成27年に7割程度を実現

<内容>

1. 農地を確保し最大限利用する地域の取組の推進

別紙1

農地を確保し最大限利用するため、地域の農地の受け手の状況に応じて、特定農業法人等による耕作放棄地等の引受け、市町村農地保有合理化法人等による農地の保全管理、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を推進します。

【農地確保・利用支援事業(特会) 8,667(0)百万円】

【農地確保・利用推進体制支援事業(特会) 815(0)百万円】

2. 農地情報のデータベース化

別紙2

平成21年度中に農業振興地域の農用地区域を中心に農地情報図の基盤となる地図の整備を進め、順次、これに農地の所有や利用の状況等に関する情報を付加し、関係機関共通のデータベースの構築を支援します。また、新規参入者等に必要な貸出農地の情報、賃借料等の情報について、全国どこからでもアクセスできる体制を整備します。

【水土里情報利活用促進事業 10,699(9,699)百万円】

【農地情報共有化支援事業 1,140(868)百万円】

【農地情報提供支援事業 27(0)百万円】

3. 不在村地主の特定・意向確認

別紙3

耕作放棄地解消の一環として、農地の有効利用に向けた取組に当たり障害となっている不在村地主等の実態の把握、農地所有者等の将来の経営意向の確認等を実施します。

【担い手アクションサポート事業 3, 175 (2, 250) 百万円の内数】

(その他関連施策)

○面的集積の契機となる基盤整備の実施

基盤整備（公共）を契機とした面的なまとまりを重視した担い手への農地の利用集積を支援します。

農地集積加速化基盤整備事業（公共） 22, 000 (5, 000) 百万円
補助率：1/2等
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合

[担当課：経営局構造改善課 (03-3501-3741 (直))]

農地の確保・有効利用の促進

- 食料の生産基盤である農地の確保・有効利用を促進するため、「経済財政改革の基本方針2008」に基づき、農地政策改革を順次具体化すべく、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を推進するとともに、農地情報のデータベース化を推進します。

【課題】

- 世界の食料事情が大きく変化する中で、国内の食料供給力の強化が必要。そのため、農地を確保し、最大限に有効利用することが重要。

1. 農地を確保し最大限利用する地域の取組の推進

- 地域の農地の受け手の状況に応じて、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を推進
 - 【農地確保・利用支援事業（新規）】
 - 【農地確保・利用推進体制支援事業（新規）】

2. 農地情報のデータベース化

- 関係機関共通のデータベース（農地情報図）の構築を支援
 - 【水土里情報利活用促進事業（拡充）】
 - 【農地情報共有化支援事業（拡充）】
- 貸出農地情報等の提供
 - 【農地情報提供支援事業（新規）】

3. 不在村地主の特定・意向確認

- 不在村地主の実態把握、農地所有者の経営意向の確認
 - 【担い手アクションサポート事業（拡充）】

農地の最大限の有効利用

農地を確保し最大限利用する地域の取組の推進

【農地確保・利用支援事業（特会） 8, 667（0）百万円】
【農地確保・利用推進体制支援事業（特会） 815（0）百万円】

対策のポイント

農地を確保し最大限利用するため、地域の農地の受け手の状況に応じて、特定農業法人等による耕作放棄地等の引受け、市町村農地保有合理化法人等による農地の保全管理、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を推進します。

<内容>

1. 地域の農地の受け手の状況に応じた、農地の確保・利用のための支援

都道府県担い手育成総合支援協議会に基金を造成し、地域の農地の受け手の状況に応じて市町村段階で行われる取組を推進します。

- (1) 特定農業法人等が耕作放棄地及び耕作放棄のおそれのある農地を引き受けて営農する場合に必要な農業機械のリース代金等の支援
- (2) 農地の所有者からの申し出により、農地の借入等を行った市町村農地保有合理化法人等が貸付先の受け手が確保されるまでの一定期間農地の保全管理を行う場合の支援
- (3) 農地の所有者から委任・代理や転貸目的での貸借等を受けて農地を集めて面的にまとまった形で農地を配分する仕組みを実証的に行う場合の支援

農地確保・利用支援事業 8, 667（0）百万円
 補助率：定額
 実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会、
 （社）全国農地保有合理化協会

2. コーディネーターへの支援

面的にまとまった形で農地を配分する仕組みを実証的に行う際に必要となる経費について支援します。また、その取組を中心的に行うコーディネーターの活動費や研修費を支援します。

農地確保・利用推進体制支援事業 815（0）百万円
 補助率：1／2、6／10、10／10
 実施主体：都道府県、農業協同組合、市町村公社、
 地域担い手育成総合支援協議会

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

農地情報のデータベース化

【水土里情報利活用促進事業 10,699(9,699)百万円】

【農地情報共有化支援事業 1,140(868)百万円】

【農地情報提供支援事業 27(0)百万円】

対策のポイント

平成21年度中に農業振興地域の農用地区域を中心に農地情報図の基盤となる地図の整備を進め、順次、これに農地の所有や利用の状況等に関する情報を付加し、関係機関共通のデータベースの構築を支援します。

また、新規参入者等に必要な貸出農地の情報、賃借料等の情報について、全国どこからでもアクセスできる体制を整備します。

(農地情報のデータベース化)

農地に関する情報は、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関がバラバラに保有している状況にあります。

このため、これらの関係機関が、個々に保有している情報を共通のデータベースとなる農地情報図として整備することで、例えば、面的集積の取組への活用、耕作放棄地解消対策の推進、農地法の許可事務、ブロックローテーション等作付体系の検討、基盤整備の賦課金徴収及び土地改良施設の維持・管理・更新などの業務を効率的に行えるようになります。

政策目標

H21年度までに農地情報図の基盤となる地図を整備

<内容>

1. 農地情報のデータベース化

(1) 地図整備の推進とデータベース運用体制の構築

地図の整備を推進するとともに、データベースの運用体制の構築を支援します。

水土里情報利活用促進事業 10,699(9,699)百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水土里情報利活用協議会等

(2) 農地に関する情報と地図との結合等を推進

所有者、耕作者、地番、面積、地目及び作付状況等の農地に関する情報と都道府県土連が整備する地図との結合等を推進します。

農地情報共有化支援事業 1, 140 (868) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会
地域水田農業推進協議会

2. 貸出農地情報等の提供

新規参入者等に必要な貸出農地の情報、賃借料等の情報について、個人情報の保護に留意し、全国どこからでもアクセスできる体制を整備します。

農地情報提供支援事業 27 (0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

担当課：経営局構造改善課 03-6744-2148 (直))
農村振興局設計課 (03-3501-8359 (直))

不在村地主の特定・意向確認

【担い手アクションサポート事業 3, 175 (2, 250) 百万円の内数】

対策のポイント

耕作放棄地解消の一環として、農地の有効利用に向けた取組に当たり障害となっている不在村地主等の実態の把握、農地所有者等の将来の経営意向の確認等を実施します。

<内容>

1. 不在村地主等の特定

農業委員会が中心となって、農地所有者の相続の発生等の状況等を把握し不在村地主等を特定するとともに、耕作放棄地対策や担い手への農地の利用集積の促進を支援します。

(1) 農地の利用実態の把握

- ① 農地の権利関係（相続の発生等）の状況や近隣農家等への聞き取り等による不在村地主の特定
- ② 農地所有者等の将来の農業経営（規模拡大）の意向把握
- ③ 農地の有効利用のための阻害要因の分析

(2) 不在村地主等把握のための支援

- ① 不在村地主に対する農地の利用状況及び今後の農地利用の意向確認
- ② ①の結果を踏まえた利用調整活動及び相続未登記の場合の登記の促進

2. 相続登記の促進

不在村地主等の発生の一つの要因である農地の相続未登記を解消し、農地の有効利用を図る観点から、都道府県担い手育成総合支援協議会に登記等の専門的知見を有する者を設置します。

担い手アクションサポート事業 3, 175 (2, 250) 百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：都道府県・地域担い手育成総合支援協議会

[担当課：経営局構造改善課 (03-6744-2152 (直))]

(3) 食料供給コストの縮減

【食料供給コスト縮減対策 32, 134(10, 214) 百万円】

対策のポイント

生産性や生産者の所得の向上を図るため、生産と流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組を、実施状況の検証を行いつつ着実に推進します。

(分野ごとの取組)

- ・ 生産コスト縮減に向けて、低価格資材の供給、生産資材の流通の合理化、生産資材の効率利用及び革新的技術の導入等を推進します。
- ・ 流通コスト縮減に向けて、物流の効率化、卸売市場改革、多様なニーズに対応する流通体系の構築等を推進します。
- ・ 安価な資材・農機の提供、物流の合理化による配送コスト縮減等農協の経済事業改革を推進します。

政策目標

食料供給コストを「5年で2割縮減」

<内容>

1. 生産コスト縮減に向けた取組

- ① 農業機械コストの縮減に資する**農業機械のレンタルを展開**するため、レンタルサービスのガイドラインの整備や、高性能農業機械のレンタルサービス等の新たなビジネスモデルの確立・実証を実施します。

農業支援ニュービジネス創出推進事業
424(0)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

- ② コスト縮減に資する**農業機械の実用化に向けた研究開発**を推進します。

(独) 農業・食品産業技術総合研究機構運営費交付金の一部
1,940(1,814)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

- ③ 新技術等の導入と未活用労働力・資本の活用等により、**革新的な営農モデルの構築・普及**を推進します。

生産性限界打破事業 400(703)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

- ④ **集出荷貯蔵施設等の共同利用施設や作業用機械の整備**により、農業生産の省力化を図り、生産コストの削減等による産地の競争力強化を図ります。

【強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に関する取組

29,150(24,914)百万円の内数】

【未来志向型技術革新対策事業 3,835(4,793)百万円の内数】

- ⑤ 漁船漁業改革推進集中プロジェクトの実施等により、一層の省エネと収益性重視の操業・生産体制への転換を促進し、**国際競争力があり、高騰した燃油価格の下でも操業できる漁業経営体への転換**を図ります。

〔漁船漁業構造改革総合対策事業 26,000(5,000)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

2. 流通コスト縮減に向けた取組

- ① 食品流通分野における**共同配送や受発注書類の統一化等を推進する上での問題点の調査・分析や解決方策の検討**を支援します。

〔効率的食品流通取引基盤確立推進事業 20(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

- ② 作業コストの削減や鮮度・品質の保持に効果がある「**通い容器**」の普及を促進するため、**回収・再利用等の管理システムの構築**を支援します。

〔新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業 182(215)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

- ③ 食品小売業における加工廃棄ロスの低減等、**経営コストを縮減させるための新たな取組の実証・普及**を行うとともに、産地や生産工程、調理方法等の商品情報について、**対面販売を生かした消費者への提供能力を向上させる取組**を支援します。

〔食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業 70(70)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

- ④ **卸売市場の再編や市場機能の充実に資するための施設整備**、農業者と食品産業等の実需者が広域連携し農畜産物等を効率よく配送・販売するための**加工・流通拠点施設の整備等**を行います。

【強い農業づくり交付金のうち卸売市場施設整備対策

29,150(24,914)百万円の内数】

【広域連携アグリビジネスモデル支援事業のうち加工・流通拠点整備事業

658(762)百万円の内数】

- ⑤ 漁業者団体と小売業者等との間の**国産魚の直接取引**を支援します。

〔国産水産物安定供給推進事業 1,800(1,200)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

3. その他の取組

以上の取組のほか、改正卸売市場法による卸売手数料の弾力化(平成21年度～)や、農協の経済事業改革の推進等を実施します。

〔担当課：生産局技術普及課 (03-3501-0984(直))
総合食料局流通課 (03-3502-8236(直))
水産庁沿岸沖合課 (03-6744-2343(直))〕

(4) 農業用水の安定的供給の確保

【農業用水安定供給確保対策 202, 891(193, 024) 百万円】

対策のポイント

既存ストックの有効利用を図り、農業水利施設の整備、更新等を適切に実施することにより、安定的な用排水供給機能を確保しながら、担い手への農地集積にも貢献し、食料供給力の強化を図ります。

(農業用水)

我が国の農業用水使用量は年間約550億 m^3 であり、水使用量全体の約2/3に相当します。

(既存ストックとは)

基幹的な農業用排水路の延長は約4万7千km、ダム・頭首工・用排水機場等は約7千箇所となっており、今後は膨大な農業水利施設を効率的に更新していくことが重要です。

政策目標

農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保

<内容>

1. 担い手への農地集積と合わせた安定的な用水供給機能の確保

かんがい排水事業等による基幹的な農業水利施設の整備区域内において、末端の農業水利施設を一体的に整備し、併せて担い手への農地集積を促進します。

水利区域内農地集積促進整備事業（公共） 300(0) 百万円
補助率：1/2
事業実施主体：都道府県

2. 最小限のコストによる農業水利施設機能の保全

農業水利施設の機能を効率的に保全するため、ストックマネジメントの推進を図り、機能診断に基づく保全対策を実施します。

【地域農業水利施設ストックマネジメント事業（公共） 2, 000(0) 百万円】

【基幹水利施設ストックマネジメント事業（公共） 7, 300(6, 500) 百万円】

3. 農業水利施設の適切な整備・更新

かんがい排水事業により、基幹的な農業水利施設の整備・更新等を行います。

【国営かんがい排水事業（公共・特会） 193, 291(186, 524) 百万円】

[担当課：農村振興局水資源課 (03-3502-6246 (直))]